

令和6年度 健康保険証及び各種医療受給者証(写し)

児童が留守家庭児童育成室利用中に、ケガ等により医療機関を受診する場合があります。

児童の「健康保険証」及び「乳幼児医療受給者証」または「こども医療受給者証」のコピーを下欄に貼付して提出してください。

〈健康保険証コピー貼付欄〉

**必ず健康保険証
のコピーを貼り付
けてください。**

〈乳幼児医療受給者証または、こども医療受給者証コピー貼付欄〉

**必ず乳幼児・こども医
療受給者証のコピーを
貼り付けてください。**